

千葉県障害者計画の推進体制等

1. 千葉県総合支援協議会（第七次千葉県障害者計画策定推進本部会）

（1）本部会

ア 主な検討事項

- 第六次千葉県障害者計画の進捗管理
- 第七次千葉県障害者計画の進捗管理
- 第八次千葉県障害者計画の策定（第八次本部会）
- その他必要な事項（各専門部会での検討事項等）

イ 開催時期の目安等

○令和3年度（計画1年目）・・・2から3回程度

主な議題・・・第六次計画進捗管理、各専門部会での検討事項等

- ・第1回 令和3年 8月
- ・第2回 令和3年11月
- ・第3回 令和4年 2月

○令和4年度（計画2年目）・・・2から3回程度

主な議題・・・第七次計画進捗管理、各専門部会での検討事項等、
第八次計画の策定に向けたスケジュール等

- ・第1回 令和4年 8月
- ・第2回 令和4年11月
- ・第3回 令和5年 2月

第八次本部会

○令和5年度（計画3年目）・・・4から5回程度

主な議題・・・第七次計画進捗管理、各専門部会での検討事項等、
第八次計画の策定

- ・第1回 令和5年 6月
- ・第2回 令和5年 9月
- ・第3回 令和5年11月
- ・第4回 令和6年 2月
- ・第5回 令和6年 3月

ウ 委員任期（3年間）

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 専門部会

ア 主な検討事項

- 第六次千葉県障害者計画の進捗管理
- 第七次千葉県障害者計画の進捗管理
- 第八次千葉県障害者計画の策定（第八次本部会）
- その他必要な事項（各専門部会での検討事項等）

イ 開催時期の目安

○令和3年度（計画1年目）・・・2から3回程度

主な議題・・・第六次計画進捗管理、各専門部会での検討事項等

- ・第1回 令和3年 7月
- ・第2回 令和3年11月
- ・第3回 令和4年 1月

○令和4年度（計画2年目）・・・2から3回程度

主な議題・・・第七次計画進捗管理、各専門部会での検討事項等、
第八次計画の策定に向けたスケジュール等

- ・第1回 令和4年 7月
- ・第2回 令和4年11月
- ・第3回 令和5年 1月

第八次本部会

○令和5年度（計画3年目）・・・4から5回程度

主な議題・・・第七次計画進捗管理、各専門部会での検討事項等、
第八次計画の策定

- ・第1回 令和5年 6月
- ・第2回 令和5年 8月
- ・第3回 令和5年11月
- ・第4回 令和6年 1月
- ・第5回 令和6年 2月

ウ 委員任期（3年間）

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

◇障害者総合支援法（抜粋）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条

1～6 略

7 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

9 略

第八十九条の二

都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2. 千葉県障害者施策推進協議会

(1) 主な検討事項

- 第六次千葉県障害者計画の進捗管理
- 第七次千葉県障害者計画の進捗管理
- 第八次千葉県障害者計画の策定
- その他必要な事項（各専門部会での検討事項等）

(2) 開催時期

○令和3年度（計画1年目）・・・1から2回程度

主な議題・・・第六次計画進捗管理、各専門部会での検討事項等

- ・第1回 令和3年10～12月
- ・第2回 令和4年 2、3月

○令和4年度（計画2年目）・・・2回程度

主な議題・・・第七次計画進捗管理、各専門部会での検討事項等、
第八次計画の策定に向けたスケジュール等

- ・第1回 令和4年10～12月
- ・第2回 令和5年 2、3月

○令和5年度（計画3年目）・・・2回程度

主な議題・・・第七次計画進捗管理、各専門部会での検討事項等、
第八次計画の策定

- ・第1回 令和5年10～12月
- ・第2回 令和6年 2、3月

(3) 委員任期

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2年間）

◇障害者基本法（抜粋）

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

（障害者基本計画等）

第十一条

1～4 略

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。※ 変更は9項

3. 千葉県障害者計画進捗管理について

PDCA サイクル

- ①Plan (計画) : 千葉県障害者計画
- ②Do (実行) : 取組の実行
- ③Check (評価) : 取組結果の把握・分析、考察
- ④Act (改善) : 考察に基づき、数値目標、取組などを見直す

◇スケジュール概要◇

月	協議会等	その他 (各部会担当等)	取組 実行	進捗 把握
4		前年度進捗状況の把握 ・数値目標 (実績・見込) ・取組、検討状況	●	● (実績・見込)
7	各専門部会の開催 ・検討、意見集約、評価	分析・課題等の整理		
8	本部会の開催 (第1回) ・検討 評価に対する意見	前年度進捗状況の把握 ・数値目標 (実績) ・取組、検討状況	●	●
11	各専門部会の開催 ・検討、意見集約、評価	課題、取組の方向 (その①) (施策の見直し・追加、計画 (数値目標))		
11	本部会の開催 (第2回) ・評価等に対する意見	課題、取組の方向 (その②) (施策の見直し・追加、計画 (数値目標))	●	●
11	◎障害者施策推進協議会 (第1回)			
2	本部会の開催 (第3回)		●	●
2	◎障害者施策推進協議会 (第2回)			